

参加無料!

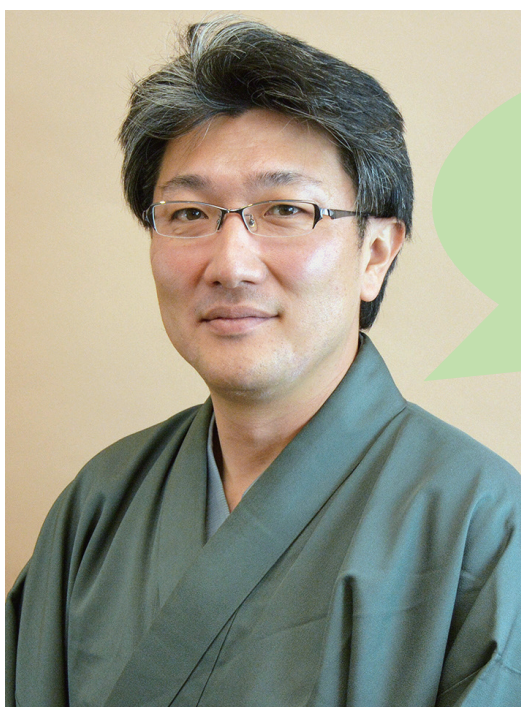
落語で学べる相続と終活

遅かれ早かれ、最期のときは訪れます。

そして、どこの家庭でも起こりうる相続の問題。

家族だからこそ話しにくい相続や終活について、落語で楽しく学びませんか？

おひとりでも、ご家族やお友達とでも、お気軽にお越しください。



噺家：柱 茶柱

(司法書士 古宮 努)

◆ プロフィール ◆

噺家な人生ナビゲーター

平成20年に桂茶がま(桂文枝一門)に師事

- ・保有資格：行政書士、宅建取引士等
- ・得意分野：相続手続、遺言、成年後見等

- ・お子さんとご自身の最期について話していますか？
 - ・ご両親がどのような最期を迎えるか、考えたことはありますか？
 - ・お持ちの財産をどうするか、家族で話し合っていますか？
- ……相続や終活のこと、一緒に考えてみませんか！

日時

令和2年1月25日(土)
14時から15時30分
(開場:13時30分から)

会場

羽田特別出張所
(羽田地域力推進センター)
4階会議室 (定員 100名)



令和元年度 不燃化セミナー

会場案内図

- 会場：羽田特別出張所
(羽田地域力推進センター)
4階会議室
- 住所：大田区羽田一丁目18-13
- 交通：京急空港線
大鳥居駅より徒歩5分



令和2年度まで!
手続きはお早めに!!

大田区の不燃化特区支援制度〈羽田二・三・六丁目地区〉

老朽建築物の解体費用・建替え費用を区が助成します!

○戸建て・共同建替え助成

- ・耐火建築物に建替え(除却費含) : 最大200万円
- ・準耐火建築物に建替え(除却費含) : 最大150万円

○老朽建築物除却の助成

- ・助成上限額 : 最大100万円
- ・無接道建築物の場合 : 最大150万円

助成の他にも、下記の支援が受けられます!

○「不燃化相談窓口」で建替えのご相談をお受けします!! (無料)

- ・ご希望の建替えプランの作成
- ・共同建替えの検討
- ・建替え困難地のご相談 ……等

○都税の優遇制度(東京都) ・固定資産税の減免 ・都市計画税の減免

◆お問合せ先◆



大田区 防災まちづくり課

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 (大田区役所7階27番窓口)
TEL 03-5744-1338 FAX 03-5744-1526

または 羽田地区不燃化相談窓口 (羽田4-11-4)

○窓口開設日時: 月・火・木・金曜日(祝日除く) 午前9時~午後5時
TEL 03-6423-8118 FAX 03-6423-8139

ホームページもご確認ください

大田区ホームページ 不燃化特区 羽田

検索



東京都



大田区

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

R70
古紙配合率10%再生紙を使用しています。